

# おうしゅうエコ事業所



随時受付しています。事業者の方は、積極的にお申し込みください。

## おうしゅうエコ事業所ってなに？

事業者が環境負荷を低減させるための取組を自主的に定め、市に登録し、実践するものです。登録区分は、取組項目数などにより「☆」、「☆☆」、「☆☆☆」の3種類に分かれます。

## 何をすればいいの？

### 一つ星（☆）

照明点灯箇所の削減やコピー用紙の使用削減など環境配慮の行動を、3項目以上5項目以下設定し実践していただければOKです。

### 二つ星（☆☆）

照明点灯箇所の削減やコピー用紙の使用削減など環境配慮の行動を、6項目以上設定し実践していただければOKです。

### 三つ星（☆☆☆）

次に掲げることに取組んでいただきます。

- ・環境配慮の取組を6項目以上設定し実践します。
- ・このうち、数値目標を3項目以上設定します。
- ・全従業員対象に環境配慮のための研修を年1回以上実施し、その内容を記録します。
- ・取組む内容及び結果を記録し、自ら評価します。
- ・取組む内容、結果及び評価を、自ら事業所内に掲示する、ホームページに掲載するなどの方法により公表します。

## メリットはあるの？

取組を実践することで地球環境が良くなるだけでなく、経費が下がったり、業務分担がはっきりしたりといったプラス面があります。

また、登録事業所名を「奥州市環境大会」などの行事や、市のホームページを通じて市民にPRするので、事業所のイメージアップにもなります。

## 結果は報告するの？

毎年、5月31日までに前年度の活動結果を提出していただきます。報告は所定の様式の必要箇所に○を記入するだけの簡単なものです。（三つ星（☆☆☆）事業所は実績、評価等を記入していただきます。）

## 登録方法は？

申請用紙に必要事項を記入して、奥州市役所市民環境部生活環境課に提出してください。FAX、メールで送っていただいてもかまいません。申請書の様式は、市ホームページにも載っていますので御活用ください。

登録事業者には、登録証を交付します。

## 問い合わせ先

奥州市市民環境部生活環境課環境係

電話：34-2340（直通）

FAX：51-2374

Eメール：seikatsu@city.oshu.iwate.jp

URL：http://www.city.oshu.iwate.jp/

# おうしゅうエコ事業所登録制度 のながれ

対象は、奥州市内に所在し、現に事業を営んでいる事業所です。登録区分は3種類ありますので、どちらに登録するか選択してください。

## 一つ星 (☆)

・環境配慮の取組を3項目以上5項目以下設定し実践。

## 二つ星 (☆☆)

・環境配慮の取組を6項目以上設定し実践。

## 三つ星 (☆☆☆)

・環境配慮の取組を6項目以上設定し実践。  
・数値目標を3項目以上設定。  
・全従業員対象に研修を年1回以上実施。  
・取組内容及び結果を記録し、自ら評価。  
・取組内容、結果及び評価を、自ら事業所内に掲示するなどの方法により公表。

### ① 登録申請

『登録申請書』を奥州市市民環境部生活環境課に提出してください。FAX、メールで提出いただいてもよろしいです。申請手数料などは一切かかりません。随時、受付しています。

### ② 登録証

市から『登録証』を送付しますので、事業所内に掲示してください。



自ら設定した環境配慮の取組を実践します。

自ら設定した環境配慮の取組を実践するとともに、全従業員を対象とした研修を年1回実施します。

### ③ 報告書

毎年、5月31日までに前年度の活動結果を提出していただきます。『報告書』は4月下旬に送付しますので必要箇所に○を記入し、提出してください。

### ③ 報告書

毎年、5月31日までに前年度の活動結果を提出していただきます。『報告書』は4月下旬に送付しますので必要箇所に○を記入するとともに、実績、評価等を記入していただきます。

#### ☆☆その他☆☆

- ◎ 事業所名、所在地、代表者、担当者、取組内容などの登録内容の変更や廃止を使用とする場合は、『変更（廃止）届出書』の提出が必要です。
- ◎ 『報告書』を報告期限（5月31日）までに提出しなかった場合、登録が取り消されます。毎年提出をお願いします。

【問い合わせ先】奥州市市民環境部生活環境課環境係

（電話）34-2340（直通） （FAX）51-2374

（メール）seikatsu@city.oshu.iwate.jp （URL）http://www.city.oshu.iwate.jp/